

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会  
省エネルギー小委員会（第27回）

日時 平成30年9月27日（木）15：31～17：45

場所 経済産業省本館地下2階 講堂

議題

- (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等について
- (2) 省エネ施策の今後の課題について

1. 開会

○吉田省エネルギー課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会第27回省エネルギー小委員会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は所用によりまして、市川委員、江崎委員、小川委員、田辺委員、飛原委員はご欠席となります。

本日はまず、事務局側の人事異動についてご紹介をさせていただきます。

前省エネルギー・新エネルギー部長の高科にかわりまして、松山が着任しておりますので、小委員会の開催に当たりまして、松山より一言ご挨拶をさせていただきます。

○松山省エネルギー・新エネルギー部長

ただいまご紹介いただきました省エネルギー・新エネルギー部長高科の後任で着任いたしました松山でございます。

この委員会の先生方には省エネ全般にわたりまして、さまざまなご議論を頂戴しておりまして、この場を借りまして、まずは御礼申し上げます。

私は前職で資源エネルギー庁の総務課長という職を拝命しておりまして、エネルギー基本計画の見直しということに携わってまいりました。

この夏、今のエネルギーミックス自体は変えず、これを着実にやっていくんだという議論で、最終的に結論はついてきたわけなんでございますが、そのいろんな議論のやっぱり根底、一番ベ

ースにありますのが、やっぱり省エネルギーの議論でございます。

さまざまなエネルギー源の提供のあり方ということは議論されておりますし、2030、2050年を見据えたエネルギーのトランジションと脱炭素化への流れと、さまざまな議論があるわけですが、結局私たちの社会生活が効率的なものになっていくということは、やっぱりベースにあるエネルギー政策なんだろうということが、その議論の中の中核でございました。

この委員会の中でさまざまな議論を頂戴しておるところでございますが、ミックスの中でのオイルショック後の35%削減ということをもた改めてやっていくという非常に大きなチャレンジに取り組まんとしている。ちょうどその道半ばのところであり、ここから先、省エネ法を初めとした今回改正いろいろ議論いただいた結果、法律等させていただいたわけでございますが、これを着実に実施していくということが極めて重要な局面になってくるところでございます。

また、引き続きまして、皆様方の忌憚のないご意見を頂戴して、さらに前に進めていければと思っております。

もう一言だけ申し上げますと、月の頭にヨーロッパに行ってまいりました。イギリス、フランス、ベルギー、ドイツとぐるぐるぐるっと回ってきたんですけども、どこに行っても、エネルギーエフィシエンシーファーストとおっしゃるんです。ちょっとした再生エネルギーの盛り上がりがあった中で、やっぱり基本としてエネルギーの効率性ということをどうやっていくかということが、我々が着実に考えなくちゃいけないということに世界全体も向いてきている気がしますし、その中でどういう政策がいいのか。

国内だけに閉じず、さらに言うと、今ある技術、仕事のプロトコルということを超えて未来をどう切り開いていくかというところで申し上げますと、極めて重要な局面にまた来ているのかなと思った次第でございます。

未来、今のところにこだわらず、さらに言うと2030年の実現、ミックスの実現という意味で、いかにこれを履行を確保していくかということも非常に重要なところだと思っております。

長くなりましたけれども、さまざま私も精一杯頑張りますので、この審議会の中で、まずきょうは新しく出ました法律の施行に向けた関係法令のご議論を頂戴するところでございますけれども、さまざまご議論、ご指導のほどいただければと思います。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○吉田省エネルギー課長

今回の委員会につきましては、従来のとおりペーパーレスで実施いたします。

資料につきましては、メインテーブルの皆様へ配付している iPad で閲覧いただければと思います。動作確認のため、iPadにて資料1を開けるかどうかご確認ください。動作に不具合がございましたら、会議の途中でも結構です、事務局までお知らせください。

それでは、ここからの議事の進行は中上委員長にお願いしたいと思います。

カメラ撮影をされている方は、この先はご遠慮をお願いします。

## ○中上委員長

足元のお悪い中、きょうはまたお越しいただきまして、多少時間が変則的でございますが5時半まででございますけれども、できるだけ5時半におさまるようというように事前に事務局と予行演習をやりましたら、資料が多過ぎてとてもおさまりそうもないので、ご発言のほうもよろしくご協力お願いしたいと思います。

では、本日は前回の省エネ小委員会でご紹介ございました省エネ法の改正につきまして、年内のセコウかシコウかで今、もめていたのは、私、建築を専攻していたものですから、建築の世界では工事を行うのをセコウといいまして、物事を実施するのはシコウと読むんだというふうに厳しく教えつけられたものですから、今は両方ともセコウと読むようでございます。きょうはセコウでいかせていただきたいと。年内の施行に向けて、関係法令の整備が必要であるということでございます。

この小委員会のもとに設置されておりますワーキンググループにおきまして、活発なご議論を頂戴したいところでございますけれども、現在の検討状況について、事務局からご報告いただき、ご議論できればと思っております。

また、前回の小委員会においても、施策の進捗と今後の課題につきましても事務局よりご報告いただきましたけれども、前回のご議論を踏まえまして、今後さらなる検討が必要な事項についての議論も一緒をお願いできればと思っております。本日も委員の皆さん、それからオブザーバーの皆さん方から活発なご意見を頂戴できればと思います。

## 2. 議事

### (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等について

## ○中上委員長

時間がございませんので、早速議事に入りたいと思います。

それでは、まず議題1のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等について、事務局よりご説明をしていただきます。

資料が1から7までと大部になっておりますので、まず前半と後半を分けさせていただきます。まず資料1から資料4までと、そこで一旦区切って、資料5から7までの2つに分けて質疑応答を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず資料1から4までご説明をお願いします。

#### ○吉田省エネルギー課長

それでは、資料1をまずごらんください。エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律についてという表題がついた資料でございます。

右下にページ番号がございますが、1ページをごらんください。この資料は、前回7月6日の小委員会の資料と同じものですので、内容の説明は省略をさせていただきます。国交省と共同で行った省エネ法改正の項目の一覧でございます。

最初の青囲みに書いております、その最後のところに書いておりますけれども、年内の施行に向けて、今、先生からもございましたけれども、関係法令の整備、政令、省令、告示の準備をしております、この小委員会のもとに設置されております工場等ワーキンググループ、それから荷主ワーキンググループでそれぞれご審議をいただいております。

本日は、その結果について小委員会にご説明、ご報告をいたしまして、皆様にご審議をいただくということでございます。

2ページをごらんください。今後のスケジュールでございます。これも7月の小委員会の資料とはほぼ同じですので説明は省略いたしますけれども、1点だけアップデートがございます。一番上のところに赤い色で塗ってあるところに施行の日が書いてありますが、これは前回11月ごろに示しておりましたが、関係部署との調整の中で、12月上旬に動かしております。ただし、そのほかのスケジュールに変更はございません。

例えば、その下に連携省エネルギー計画の認定制度がございますが、この認定の申請も、これ施行日前ですけれども、準備行為として行うことができるように政省令等の整備を進めてまいりたいと、従前の予定どおり進めてまいりたいと考えております。

次の3ページでございますが、これはご参考でございます。この後、省エネ法のさまざまな規制のご説明をいたしますので、全体像をもしご覧になりたい場合は、こちらをご参照いただければということでおつけしたものでございます。適宜ご参照ください。

そうしましたら、中身のほうに入っていきたいと思います。

資料2をごらんください。資料2は、連携省エネルギー計画の認定制度についてという表題がございます。

ページをめくっていただきまして、1ページでございます。1ページ目は、連携省エネの認定制度の概要について書いております。既にこの小委員会で何回かご説明している紙ですので、またで恐縮ですけれども、詳細省略いたしますけれども、例えばケース1のような形で、2社が設備集約による省エネを共同で行う場合、その計画の認定を受けていただければ、省エネ量が2社間で分配可能となるという制度でございます。

実際には、この後ご説明いたしますけれども、連携した取組で使用されたエネルギーを2社で適切に分配をして、それを国に報告することを認める制度ということになります。

次のページ、2ページをごらんください。大変文字が多くて恐縮ですけれども、これが連携省エネの認定制度の法文になります。

先ほどから出てまいりました連携省エネ計画については、この中の中ほど、第2項に出てまいります。第2項に太文字で書いてある項目、目標、内容及び実施期間、それから第3号の最後のところですが、当該連携省エネルギー措置に関してそれぞれ使用したこととされるエネルギーの量の算出の方法、こういったことを連携省エネルギー計画の中に含めて申請をいただくということになります。

続く第3項のところには赤い色で塗ってありますが、この連携省エネルギー計画の適切な作成に資するため、必要な指針を国は定めることになっております。これはこの後、告示として定める予定ですが、本日はこの内容が制度の重要なところでございますので、次のページで指針の内容をご説明したいと思います。

次のページをごらんください。

その説明に入る前にもう一つございます。今、ご説明した2ページ目の法文は、これは工場の連携の場合の部分でございまして、同時に荷主についても同様に連携省エネルギー計画の認定制度がございます。こちらはほぼコピーのように見えますけれども、荷主に関する連携省エネルギー計画の法文でございます。先ほど申し上げたようなことと同じように、計画の中身は中ほどの目標、内容、実施期間、エネルギー使用量の算出の方法でございます。こういったことは工場と同様につくっていただく。その作成に資するために必要な指針を定めるということになっております。

4ページをごらんください。指針の内容でございます。太い字で書いたところだけかいつまんでご説明をしてみたいと思います。

まず、1番のところに目標でございますが、目標については、実施期間中の毎事業年度において連携省エネルギー措置に係るエネルギー消費原単位が改善することとございます。これは単にエネルギー使用量を会社間でやりとりする制度ではなくて、取組そのものが省エネになっていないといけないということを明確にした部分でございます。

次に、2番、内容と実施期間でございます。

(1)の次の行にございますが、連携省エネルギー措置を行う全ての事業者がこの連携省エネルギー措置の目標の達成に直接的な貢献を行っていること、これを要件にしたいと思っております。直接的な貢献というのは、例えば先ほども出てまいりました設備の取得、あるいは逆に設備を廃止するなどといったことを指すと考えております。単なる資金の支援だけをやるというようなことは、ここでの連携省エネルギー計画には含めないという意味で、直接的な貢献ということをここに規定をいたしました。

それから、3行ほど飛んでいただきまして(2)のところでございますが、連携省エネルギー措置を行う事業者が確実に参画することができるように実施期間を設定することとあります。無制限に長く実施期間をとれるわけではなくて、全ての参加者が合意できる確実な期間を設定いただくということも要件に含めております。

次に、3番のところが一番ややこしいところですが、連携省エネルギー措置に関して、それぞれ使用したこととされるエネルギーの量の算出の方法、要は配分の方法、それについての部分でございます。

1つ目のところですが、連携省エネルギー措置を行う事業者の貢献等の実態に即しているものとなっていることと。それから、2つ目のところに優越的な地位を利用した不公正な算出の方法ではないこと。この2つを定めています。

算出方法は、我々、連携省エネを促進する観点から、基本的には柔軟に捉えていきたいと考えておりますけれども、それぞれの貢献の実態とかけ離れた算定の方法になっていたり、あるいは一方の優越的な地位を利用して不公正なものになっていると。そういったものは認めるのは不適切だと思いますので、こういう書き方をさせていただいております。以上の連携の趣旨に沿って、事業者の方には認定の申請をいただくという形になります。

次のページをごらんください。5ページでございます。これは、今、ややこしいというふうに申し上げた算出の方法の事例です。この後、3例ございます。先ほど事例でご説明した1つ目のものにちょうど当たるんですけども、工程集約の例。それから、7ページ以降は、コジェネを活用した熱源集約の例。それから、9ページからは、荷主が共同輸配送に取り組むケース。この3つを書かせていただきましたが、ちょっとお時間の関係がございますので、一番最初の工程集

約のケースだけ簡潔にご説明させていただきます。

これは、先ほどの絵に出てきました2社、A社とB社が上工程を、片方の会社が廃止して、もう一方の会社を集約して、全体で省エネを図るという例でございます。ここで算出の方法として、青囲みの中の太字で書いておりますけれども、エネルギーの使用量を半製品の供給量比で配分してエネルギー使用量を分配すると、こういったルールをこの両社で定めて申請をして、認定をとったという場合がございます。

もともと連携をやる前のA社とB社のそれぞれのエネルギーの使用の状況が、この5ページの左側と右側、それぞれ出ております。この中の上工程に当たるところが、例えばA社の青いほうの表の下に書いておりますけれども、蒸気500ギガジュール、電力が30万キロワットアワー、この部分が上工程であったと。B社側の上工程は、その右側のところにありますけれども、蒸気1000ギガジュール、それから電気が50万キロワットアワーであったと。この2つを合わせて、B社の側に統合して合理化することで、真ん中の灰色の状態ですね、1200ギガジュールと60万キロワットアワーになったというふうに考えてください。

最後の左側の隅のところに米印で書いていますが、下工程については触らないと、そのまま置いておくということでございます。

この場合に、両社の国への報告はどうなるかというのが、次のページでございます。6ページでございます。左側、A社、B社が縦に並んでいますが、これは連携省エネの認定に係る調整をする前の状態。A社のほうは上工程がなくなっているので非常に軽くなった状態、B社のほうに今、灰色で塗っているところですね。これがそのまま乗った状態ですので、このままだと、A社は大変省エネになっていますが、B社は逆に増エネになっていると、そういう状態です。ここに先ほどのルール、半製品の供給比率、ここでは1対2でありますけれども、1対2の割合で、この灰色で塗った部分の連携省エネ措置に係るエネルギー、これを分配するといえますと、A社に蒸気400ギガジュール、電気20万キロワットアワーがいくと。逆にB社のほうは、800ギガジュールの蒸気と、電気40万キロワットアワーが分配されると。これをそれぞれ足し合わせると、右側の表A、Bになりまして、全体としてA社もB社も以前よりは省エネになっておりますけれども、B社にだけ片寄っていたところが是正されると。こういう格好になりまして、両社全体で当然省エネですし、各社ごとの評価もそれぞれ省エネになると、そういう形にしたいと考えております。

以下、先ほど申し上げましたように、あと2例つけておりますけれども、お時間の関係でここでは省略させていただきたいと思っております。

次に、資料3をごらんください。2つ目の制度ですが、認定管理統括事業者制度でございます。

ページをおめくりください。1ページをごらんください。これは制度の概要であります。これも小委員会の中では既にご説明してきた話ですので詳細は省略いたしますが、ざっと言いますと、薄い青の箱の中に書いておりますように、この制度は一定の資本関係等の密接性を有していて、なおかつ一体的に省エネ取組を行っている企業グループの親会社、これがグループの一体的な省エネ取組を統括管理するということで、この省エネ法の認定を受けていただきましたら、親会社が定期報告等の義務を一体的に履行できるというものであります。

この下の絵にも描いておりますように、このグループ、一定の密接性がある、かつ一体的に省エネ取組を行って行けば、右側の改正法のところにありますように、認定管理統括事業者が全体の報告を一体的に行うと。それによって、子会社や関連会社のところは、この報告が不要になると、こういう制度でございました。

次のページをごらんください。これは荷主についてです。先ほどの連携省エネと同様に、荷主についても同様の認定管理統括事業者制度を置きたいと思っています。スキームは基本的には同じですのでご説明は省略いたします。

次のページをごらんください。3ページでございます。また法文でございます。大変細かい文字で恐縮でございますが、赤字でハイライトした2点をご説明したいと思います。

先ほどのご説明の中で、この認定管理統括事業者制度を利用する要件として、まず参加する事業者間の密接性ということを申し上げました。その密接性をどう定義するか、これが1つ目の赤で書いた部分でございます。密接な関係を有する者として、省令で定める者とあります。この省令を定める必要がございます。

それから、もう一点は、親会社がグループのエネルギー管理を統括していることを認めるための要件、これを定める必要がありまして、それが2つ目の赤で書いたところ、一体的に行うエネルギー使用の合理化のための措置を統括して管理している者として、省令で定める要件に該当する者であること。

この2つの要件が必要になりますので、それぞれを具体的に省令で定める予定でございます。これはこの後、ご説明いたします。

次のページは、荷主のバージョンであります。中身は同じですから、これは省略させていただきます。

5ページをごらんください。今申し上げた要件のうちの1つ目のほうです。密接性についてでございます。

省令においては、一番上の青い囲みの中に書いておりますように、子会社、関連会社及びこれらの会社と同等の関係を有する会社等と定義をしたいと思っております。子会社、関連会社は、

その下の表がございますけれども、それぞれ会社法、それから財務諸表規則、この規定を引用する予定でございます。また、子会社、関連会社及びという後に、これらの会社と同等の関係を有する会社と書かせていただきました。この理由ですけれども、この制度を、企業だけでなく、例えば自治体さんのほうであるんですけれども、教育委員会と知事部局をグループとして捉えろと。それで報告を一体にしたいと。そういったニーズもあるようでございますので、会社だけでなく、これらの会社と同等の関係を有する会社等というところにも、この要件を認めていきたいと考えております。

それから、6ページをごらんください。もう一方のほうの要件です。エネルギー管理を統括しているということの要件であります。一番上の青いところに書いておりますように、親会社と密接関係者との間にエネルギー管理等に関する取り決めを行っているものとするを認めておきたいと考えております。

この取り決めとは何かということですが、以下、下のほうに赤い字で書いております3点、これが書面化されたもの、これを求める予定でございます。

具体的には、1番が省エネの取り組み方針、それから2番ですが省エネを行うための体制、それから省エネに関するエネルギー管理の手法、こういったことについての取り決めが書面になっていること、これを求めたいと考えています。

以上のこの2つの要件を満たした場合に、この認定管理統括事業者制度の利用を認めたいと考えております。

次に、資料4をごらんください。中長期計画の提出頻度の軽減についてでございます。

まず、1ページ目をごらんください。いきなり法文でございますけれども、工場等についても荷主についても同様でございますが、中長期計画の提出を、今は毎年度いただいておりますが、省エネ取り組みが進んでいる事業者さんについては、毎年度求める必要はないのではないかという考えの下、今回、法改正をいたしまして、提出頻度が軽減できるように、具体的には改正法では赤で定期にと書いておりますが、以前は毎年度とありました。これを定期にと改めることによって、取組優秀な事業者さんについては提出頻度の軽減が認められるようにいたしました。

具体的に、その定期にというのはどういう事業者に認められるのかということは、この後省令等で定めなければいけませんので、その内容について次のページでご説明いたします。

2ページをごらんください。中長期計画の提出頻度の軽減を受けることができる事業者さんの要件です。

工場等の規制について、まずご説明いたします。工場等規制については、直近2年度以上連

続で、事業者クラス分け評価制度のS評価を連続してとっていただいている場合、とった翌年度以降、最後に提出した中長期計画の計画期間内はS評価を継続している限りにおいて、中長期計画の提出を免除したいと考えております。

絵のほうで見ていただければと思いますが、例えば2019年度、来年度になりますが、このときにS評価であるという場合に、18年度もこの事業者の場合Sでしたので、2年連続でSになりました。こういう事業者さんについては、その翌年度、2020年度については前年に提出した中長期計画、これが仮に3年間の計画であるとする、この計画期間中はS評価である限り免除されるということです。したがって、この場合は21年度も22年度もこれ、S評価になっていますけれども、21年についても免除になります。ただし、22年については計画期間が終わっていますので、ここは提出をいただくという形になります。

ケース2は、途中でSでなくなった場合を書いています、同様に19年度Sだったので、20年度は免除されましたけれども、21年度はA評価になりましたので、この場合はS評価が連続できなかったということで提出をいただく、こういう形になります。

ただし、青い囲みの中の最後、米印で書いておりますように、補助金等の支援策等との関係で、この中長期計画を活用するケースもございますので、中長期計画の提出頻度の軽減の条件を満たしている事業者さんであっても、任意で中長期計画を提出することは可能という制度にしたいと思っております。

最後、3ページをごらんください。今、工場等の規制についての中長期計画の提出頻度の軽減についてご説明をいたしました、荷主規制については冒頭書いておりますように、工場等規制とは異なり、事業者クラス分け評価制度が導入されていないため、当面は荷主判断基準に書かれておりますエネルギー消費原単位の1%以上低減、これを先ほどのS評価と読みかえて使っていきたいと思っております。要は1%以上の低減が2年連続でできているというのを中長期計画の提出頻度の軽減の条件ということで、当面は運用をしたいと考えております。

ただ、一番下の参考2に書いております、これは前回の7月6日の小委員会でご指摘いただいた内容なんですけれども、2行目の後半あたりでしょうか、荷主規制においても、この評価制度というのは工場等規制に入っているクラス分け評価制度のことですが、この評価制度を導入して、事業者の省エネ取組の見える化を図っていくことも検討すべきではないかと、こんなご意見もいただいております。

よろしければ、関連のワーキンググループで議論をお願いできないかということも我々、考えているところでございます。

以上、駆け足になりましたが、資料の1から4までのご説明とさせていただきます。

○中上委員長

時間を気にされて、大変駆け足でご説明、紹介しましたので、なかなかすべてをご理解いただけなかったかもしれませんが、今のご説明について、ご質問、ご意見等ございましたらどうぞお願いしたいと思います。

ではまず、これらの問題につきましてご審議を頂戴しまして、工場等判断基準ワーキンググループの座長でいらっしゃる川瀬委員から、ワーキンググループの中での審議の状況等について、簡単にご紹介いただければと思います。よろしく申し上げます。

○川瀬委員

川瀬でございます。

ただいまご説明いただいた内容について、一昨日、ワーキングを行いました。

結論を申しますと、今ご説明いただいた内容で了解されたということになります。

簡単にまとめますと、基本的に省エネ取り組みを促進させるように、こういった制度をうまく有効活用していくべきであろうということと、こういう新しい制度は、わかりにくいところがありますので、できるだけわかりやすくすること、連携省エネ認定制度のほうでございますが、今まで個別の企業を対象にしていたものが、複数の企業を対象にして省エネに取り組むということで、なかなか難しい面があるので、活用しやすいように柔軟な制度設計が必要じゃないかと、そのような意見が出たというふうに理解しております。

○中上委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局並びに川瀬委員長からご説明いただきました案件につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、どうぞご遠慮なく。

どうぞ、塩路さん、お願いします。

○塩路委員

連携省エネというのは、全体として一体に行う範囲の中でのエネルギー消費の前後で省エネ量を見積もって、それをエネルギー使用実績に比例した配分で各事業者に振り分けると、そういうような制度だと理解していますが、ご説明の途中で実施期間という話がありました。この実施期間というのは、申請して計画書を出して、その取り組みというか、活動がずっと継続して行われ

ている場合は、その間をずっと実施期間というのですか。それとも計画を出したときから一定の期間に対して言うのか、そのあたりがよくわからなかったのと、これ、申請したときの状況とエネルギーの使用というのは多分、日々変わっていくんだと思うんです。だから、事業体にもよるでしょうけれども、気候なりいろんな情勢の変化なりで配分も変わっていくということも大いにあり得るし、だからそういうところと実施期間というのが、どういうふうに扱われるのかなと思って質問しました。ただいずれにしてもケース・バイ・ケースになると思いますので、柔軟に対応されるということですから、前回も申し上げたんですけれども、いろいろやりとりする中で不公正にならないようにお願いしたいと思うんですけれども、ただ、その不公正というのもまた、どう評価されるのか難しいなというふうには思います。いずれにしても、そういういろんな場合が出てくるんじゃないかなと思っていて、基本的には省エネをこれから進めていく中で、非常に重要なコンセプトだと思います。共同輸配送の話、前回も申しましたが、これまではなかなか進まなかったというのものもあるんですけれども、これを公に認めるという制度というのか、承認する、認定するというので、お墨付きを与えるということがかなり事業者にとってはメリットになるような状況になると思いますので、そのあたりを心配しました。質問になるのかコメントになるのかわかりませんが。

○中上委員長

ただいまのご質問について、課長のほうから。

○吉田省エネルギー課長

先生がおっしゃったように、ケース・バイ・ケースというのが1つ大事だなと思っています。これは我々としても新しい制度でありますので、実態を見ながらなるべく柔軟に対応はしてまいりたいと思いますが先生のご質問の中にありました実施期間についての考え方でございますけれども、いろんな例があると思いますが、例えば、今日のご説明をはしょっちゃいましたけれども、コジェネを利用して熱を利用し合うようなものとか、あるいは最後にあった共同輸配送、2社が共同輸配送をすとかというような内容は、恐らく企業さんにとしてみると永続的に続けるというよりは、ある期間を定めてその間はこういうルールでやっていきたいと思いますというものもあると思っております、そこで参加される企業さんがある程度合意できている範囲で認めるというのが妥当ではないかということで、期間という考え方を入れたところでございます。

いずれにしても実態をよく見ながら、その辺のルール、ブラッシュアップしてまいりたいと思いますが、当面はそういう形で受けたいと思っています。

○塩路委員

継続的にやっている場合は、その間はずっと認めるという意味ですよ、それは。

○吉田省エネルギー課長

通常は契約等が会社間にあると思いますので、その間ということになるかと思いますが。

○塩路委員

わかりました。ただ、メリットというかインセンティブというか、それとの兼ね合いだと思います、こういう制度が推進されるのは。今回見ると、認定制度で認定されるということで、それを公表するから、それが事業者のステータス向上に寄与するんじゃないかなと。それがインセンティブなのでしょう。今回、中長期計画の免除というか、提出の免除ということも追加されたということで、それぐらいですかね。それぐらいと言うとちょっと語弊がありますけれども。

○吉田省エネルギー課長

この連携については我々も本当に促進したいと思っていますので、前回ご紹介したと思いますが、例えば連携の認定を受けていただいた方に対する税制制度もつくりました。あと補助金でもこういった連携については積極的に対象にしていきたいというふうに思っています。そういった支援策も一緒にうまく運用して連携事例を増やしていきたいと思っています。

○塩路委員

ありがとうございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

それでは奥村さん。

○奥村オブザーバー

今回の制度によりまして、グループ等の承認が以前よりも進むと期待しているんですけども、ちょっと気になるのが実は省エネ法の判断基準との関係なんですけれども、現行の判断基準では例えば原単位を毎年1%ずつ改善していくという、そういう目標があるわけがございますけれども、これは町なかの小さな企業も含めて全ての企業にこの目標をお願いしているんじゃないかと

思います。

一方ちょっと、この資料2の連携指針を見ると、実施期間中の毎事業年度において連携省エネルギー措置に係るエネルギー消費原単位を改善することというふうになっていますから、多分、グループ単位で省エネ、そういった原単位を改善することというふうに読むのかなというふうに思うんですけども、そうすると、例えば1,500キロリッター以上の事業者であっても子会社等、本体とくっつく方々については、先ほど申し上げた判断基準の1%が外れちゃうのかなというちょっと懸念がありまして、そうすると、要するにそういった方々については増エネを認めてしまうということにならないかと。もちろん審査の段階でそこをチェックするということはあと思うんですけども、そういうことにも考えられて、だから、先ほど申し上げたような町なかの小さな企業にもお願いしていることが、そういった人は連携したことによって外れてしまうということになってしまうとまずいんじゃないかなということで、何らかの予防措置が必要じゃないかというふうに考えます。

体制についても、先ほどご説明ありましたように、連携することによってエネルギー管理統括者を必ずしも置かなくてもいいということになるわけですけども、この場合も連携した子会社等々においてエネルギー管理に緩みが出てしまうと、もともと政策で狙ったところとは違うことになってしまうんじゃないかと思しますので、その辺はまた運用かもしれませんが、ご配慮願えないかと思います。

以上でございます。

#### ○吉田省エネルギー課長

まずは、前段のほうでありました連携省エネ計画の認定制度が、毎事業年度、グループ単位で原単位が改善することを目標としているのではないかという点ですけども、連携省エネ計画は連携する部分についてだけを見ますので、会社ごとの話とはまた別かなというふうに考えております。

それから、もう一方の後段のほうのご質問ですけども、判断基準は引き続き各企業に求められますので、例えば熱の管理だとかそういったところについては引き続きそれぞれの会社でちゃんとやっていただくと。ただ、ここで新たに認めることは、グループ単位でまとまって取組をやっていく場合に、全体で評価しようというところでありまして、個々の会社ごとにお願している話は、それは別途ということだと考えております。

○奥村オブザーバー

確認ですけれども、要するに判断基準の個々の事業者というのは、そこは外れないということ  
でよろしいんですね。

○吉田省エネルギー課長

そうですね、判断基準については、今ご指摘ありましたような中小さんも含めて全ての事業者  
さんに努力をお願いしているところでございます。ここでご説明したのは認定管理統括事業者制  
度を使っていたら、例えば定期報告の評価のときに全体で評価するというのを今回、新  
たに認めるということでございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

ほかにごありませんでしょうか。

山川委員もワーキングに出席なさっていましたでしょうか。何かございますでしょうか。

○山川委員

私も工場等判断基準ワーキングの委員で、今回の議論に参加させていただきました。

先ほど、川瀬座長がおまとめいただいたとおりでございますけれども、やはり新しい制度でい  
ろいろな事例が想定されるし、されていく中で、どんな事例が認定されるかというのを広くいろ  
んな方に知っていただく必要がありますので、いろいろな事例を集めて、周知をしていって  
いただきたいということと、定期報告書の新しい連携部分の提出のところは、書き方のガイドライン  
というか説明会とか、そういったものも必要になるのではないかと思います。

以上です。

○中上委員長

最近、ビジネスのモデルがどんどん変わって、ホールディング制とかいろいろ従来なかったよ  
うなシステムがどんどん現実化していますから、法律としてどういうふうにかそれをカバーしてい  
くのか大変難しいところがあるかもしれません。確かに走りながら考えるところのあるかもしれ  
ないというふうには受け取ってよろしいでしょうか。ぜひ実効性のある形で進んでいけばと思いま  
す。

何か事務局ございますか。よろしいですか。

○吉田省エネルギー課長

ご指摘のように、まず新しい制度ですので、なるべく事例を皆さんに知っていただくという努力は、広報の事業も含めてやってまいりたいと思います。

また、書き方、ここも迷われると思います。これから、施行に向けて我々、説明会等もやってまいります。そういった中でも重点的にやりたいと思います。ありがとうございます。

○中上委員長

それでは、先がごさいますので、とりあえず先に進ませていただきまして、また何かございましたら後でご指摘頂戴したいと思います。

それでは、資料5から7につきまして、引き続きご説明をお願いします。

○吉田省エネルギー課長

それでは資料の5、荷主及び準荷主の定義についてという資料をごらんください。この後ご説明する部分は、荷主規制の見直しに関する詳細ということになります。

1ページご覧ください。これは、法改正の背景でございます。今回、荷主規制の見直しの背景ということで、既に委員会でも何回かご説明をしておりますので詳細は省略をさせていただきますけれども、視点は青い囲みの中の真ん中にごさいます2点でございました。

ネット通販市場が拡大し、それに伴う小口輸送、再配達増加、こういったところと、それから、その次に書いておりますB to B輸送の荷受け側における手待ちの発生、荷物を出す側と同様に手待ちが発生していると、そういった実態もあると。こういったことから、貨物輸送部門における増エネの懸念があるんじゃないかと、そういったところにも省エネ法もしっかり対応していく必要があるんじゃないか、それがこの法改正の背景でございました。

そこで、内容でごさいますけれども、2ページをごらんください。

まず、1点目は荷主の定義についてでございます。これも上の青い囲みの中にごさいます、結論だけ申し上げますと、今回の法改正で荷主の定義、従来貨物の所有権というところを問うていたわけですが、今回法改正において貨物の所有権を問わずに契約等で輸送の方法等を決定している事業者、これを荷主と定義するということで、所有権がないものの輸送方法等を決定されていたネット小売事業者さんも含めて省エネ法の対象にしていこうと、ここが改正の1つ目のポイントでございました。

下に絵がごさいますけれども、現行法のもとでは先ほどの繰り返しですが、工場から工

場への輸送を念頭につくった制度でございましたので、貨物の所有権を定義の中に入れておりました。この結果、ネット小売事業者には貨物の所有権を持たない業者さんも存在したものですから、大手のネット小売事業者さん10社中、特定荷主は5社という状況でございました。

改正法では、先ほど申し上げましたように所有権を問わずに契約等で輸送の方法等を決定している事業者さんを荷主と定義をいたします。これによって貨物の所有権がないネット小売事業者さんも省エネ法の対象とすることができまして、これによって努力を促していこうと、これが第1点でございます。

それから、3ページをごらんください。荷主関係でもう一点の改正ポイントは、準荷主の新設でございます。

先ほど、荷受け側でも手待ちが発生しているというお話をいたしました。そこで、今回は荷主が決定した輸送方法の下で、到着日時等が指示できる貨物の荷受け側の事業者を新たに準荷主と位置づけまして、努力規定でございますけれども、貨物輸送の省エネの協力を求めると、こういった仕組みを新たに設けるということにいたしました。

下に絵がございますが、現行法では荷受け側の省エネ努力というのは特に位置づけがございませんでしたが、改正法のもとでは準荷主という位置づけをつくりまして、協力できる方に協力をしていただくという制度にしたところでございます。

次のページをごらんください。4ページでございます。今、申し上げた荷主の定義、それから準荷主の定義、それぞれの法文でございます。

荷主については、一号に規定する荷主と、二号に規定する荷主、この2つがございます。詳細は次のページでご説明をいたします。

それから、準荷主でございますけれども、赤い色で塗っているところをごらんいただければと思いますが、荷主以外で貨物の受け取りまたは引き渡す者であって、省令で定める事項についての指示ができるものということになっておりまして、省令の中で何を指示するのかという中身を明示する必要がございます。これも、後ほどこの資料の中でご説明をいたします。

まず、荷主についてご説明を続けてまいります。5ページをごらんください。今、荷主の定義として2つあるという話をいたしました。まず、一号のほうで書かれた荷主でございます。上の青囲みの中に書いてあるところをごらんいただければと思いますが、要するに貨物の輸送事業者と契約等を結んで輸送させている者、先ほど所有権を外したと申し上げましたが、単に契約等を貨物輸送事業者として輸送させている者を荷主ということにしていまして、これを一号のほうで捉えております。貨物輸送事業者との契約関係に着目をいたしますので、下の図にありますように、左側のように荷物を送る側が荷主になることもあれば、荷物を受ける側が例えばトラック等

の事業者さんと契約をして荷物をとりに行かせるような場合には、荷物を受け取る側が荷主になる場合もございます。

ただし、青囲みの後段のところ、黒い太い字で書いているところにありますように、他の事業者によって実質的に貨物の輸送方法等が決定されている場合、こういう場合はたとえ契約等で貨物輸送事業者さんと契約をしていても荷主にならないという規定も同時に設けております。

ここで言う他の事業者さん、これが次に説明をする二号荷主となります。要は契約関係を見にいきますけれども、また別の事業者がおられて、その方が実質的に貨物の輸送方法等を決定している場合は、二号荷主としてそちらが荷主になると、そういう制度でございます。

次のページで、その二号荷主についてご説明をいたします。6ページをごらんください。少しややこしいので、下の図でまず説明をいたします。

下に絵がございますが、ここで仲介事業者さん、この方がその貨物輸送事業者と契約をしているというふうにごらんください。この場合、仲介事業者が貨物輸送事業者と契約をしておりますので、一号荷主になるように見えるんですけども、この例では発注元というのがさらに左側におられまして、その発注元が仲介事業者さんとの契約の中で輸送の方法等を決定していると。こういった場合には、仲介事業者ではなくて発注元の方が荷主となるということに今回の法改正ではしております。

ここで重要なのは、その輸送の方法等とは一体何なのかということになります。このページの左側、下のところに輸送の方法等を実質的に決定しているとはどういうことかと書かせていただいておりますが、これは省令等で規定する内容でございますけれども、貨物の輸送方法等の要素として、ここでは輸送モード、受け取り日時、受け取り場所、この3点全てを決める場合ということにしたいと思っています。なお、この輸送モードにつきましては、どんな輸送手段を使うかということで、トラックを使うとか船を使うとか鉄道を使うとか、そういったことを指しているわけですが、例えば一定の料金内で輸送を指示した場合、その料金内で利用可能な輸送手段を決定していると捉えることができれば、それも含めて輸送モードを決定しているというふうにとりたいと考えております。

こういった3点を全て決めている場合、これを輸送の方法等を実質的に決定しているとしたいと思っております。それが発注元事業者においてなされているのであれば、その発注元事業者がこの場合は荷主になるということでございます。

次のページをごらんください。ややこしかったので、今、2つ目にご説明した二号荷主さんの事例を具体的に次のページ、7ページでご説明させていただきます。

これは貨物輸送業者と契約している事業者が一号荷主にならない事例でございますけれども、

この絵を見ていただきますと、ここでは、貨物輸送業者と契約している事業者、これは卸事業者、左側の枠の外に出ていますけれども、この方であるという事例です。実際にはこの卸事業者さんがトラックの事業者さんと契約をして店舗それぞれの注文に応じて荷物を配送しておるわけですが、店舗A、B、Cそれぞれからの発注は、この枠の中の左上にいる取り仕切り事業者さんが取りまとめて、輸送の方法等を含めて卸業者さんとの契約の中で決定していると。こういう場合については、実質的に輸送の方法等を決定している方が卸事業者さんと別におられますので、取り仕切り事業者さんが二号の荷主になるということで、卸事業者さんは荷主にならない、こういう形で運用をしております。

次に8ページをごらんください。2つ目に申し上げた準荷主についてでございます。先ほど申し上げましたように、準荷主については、省令の中で何が指示できれば準荷主とするのかということを決めなければいけません。

青い囲みの中に書いてありますように、貨物の受け取りまたは引き渡しを行う日時、ここまでは法律に書いておりますが、さらにその場所、これを指示できることのできる事業者を準荷主としたいと思っておりますので、省令の中で日時と場所、そういったところを書き込みたいと思っております。

なお、法文の中に「指示を行うことができる」という文言がございました。8ページの表の中にも下線を引いておりますけれども「指示を行うことができるもの」という表現がございます。これは具体的に何なのかということを米印で書かせていただいておりますが、ここで指示を行うことができるというのは、荷主と貨物輸送事業者の契約等において、受け取りまたは引き渡し日時や場所に一定の幅が許容されていて、準荷主が具体的な日時や場所を指示できる場合を指すということにしたいと思っております。荷主さんと貨物輸送業者さんとの契約等の中で、全てが完全に決まっていて、この荷物を受け取る側に何ら裁量がない、そういった場合については、省エネの努力を求めることがなかなか難しいと思っておりますので、そういった場合までは含めないと。一定の幅が許容されている場合について、準荷主としたいと思っております。

なお、その下に絵がございますけれども、ここまで準荷主について分かりやすいように、荷受け側だというご説明をしておりますけれども、荷主同様これが荷送り側になる場合もございます。下の図にありますように、荷主さんが輸送側、送る側である場合は、受け取り側が準荷主ということでございますが、先ほどもありましたように、荷主さんがトラック事業者と契約をして荷物をとりに行かせるような場合、こういった場合は荷物を送る側、ここが準荷主になる場合もありますので、念のため資料の中でご説明をさせていただきました。

以上が荷主、それから準荷主の定義についてのご説明でございます。

次に、資料の6をごらんください。荷主の判断基準の見直しについてというタイトルの資料でございます。

1ページをおめくりください。今、資料5でご説明しました荷主の定義の見直し等に伴いまして、荷主の判断基準、これを見直すことといたしました。

主なところは、1ページの上の青い囲みの中に書いておりますように、そもそもの法改正の目的でありますけれども、ネット通販市場の拡大に伴う小口輸送、再配達増加に対応するという事で、荷主の定義を変えましたので、B to C取引に関する取り組み、こういったものも新たに判断基準に入れていかなければいけないということでございます。ここがまず見直しの一つポイントでございます。

それから、せっかく今回見直しますので、平成17年以降、いろんな技術の進展もございました。②番にあります、AI、IoTの技術の活用による省エネの余地の拡大もでございます。こういったことも判断基準に新たに取り入れることといたしました。また、ほかの事項も含めてこの機会に整理をいたしております。以下、この資料でポイントだけご説明をしまいたいと思います。

1ページの下に大きな表という絵が、青と黄色の絵がございますが、まずB to Cが大きく入ってきたということで、全体の構成を変えております。もともと、この平成17年に荷主規制を入れた際は、基本的にB to Bを視野にやっておりましたが、B to Cが入ってきたということで全体を基準部分も目標部分も含めてですけれども共通的な取り組み、大口貨物——これは主にB to B——それから小口貨物——、主にB to Cと——3つの構成に整理をし直しました。

それから、次に2ページをごらんください。全部で7つほど今回の見直しのポイントをご説明をしまいたいと思います。

具体的な判断基準、これ告示ですけれども、告示の内容は3ページ以下にずっと書いておまして、今これからご説明するポイント1から7までがどこにあるかというのも一応わかるようにこの資料の中で書きましたので、適宜ご参照いただければと思いますが、ここではこの2ページ1枚を使って今回のポイントをざっとご説明をしまいたいと思います。

まず、基準部分の共通的な取り組みのところでございますが、まずポイントの1ですけれども、エネルギーの使用の合理化に関する責任者の責務を追加するというのをいたしました。これは工場等規制の判断基準と合わせての修正でございます。これまでも省エネの責任者を配置するとの規定は荷主判断基準にございましたが、具体的に何をやっていただくのかという責務の内容についてまでは記載がございませんでした。

本文のほうをごらんいただければと思いますが、例えばですけれども、省エネ計画の取りまとめだとか、その取りまとめを業務執行を決定する機関から承認を受けるとか、そういった具体的な責任者の責務をこの判断基準に今回新たに含めるということを考えております。

それから、ポイントの2でございます。より正確にエネルギーの使用量を算定できるよう、燃料法等の選択に努める旨を追記とございます。荷主規制においては、エネルギー使用量の算定の際にトンキロ法という手段をとられる方が多数おられます。貨物を運んだ距離とその重さを掛け算したものをそのエネルギー使用量の算定に使われる方が多数おられますけれども、これでは例えばモーダルシフト等をやったときの努力がうまく評価できないというところがございます。貨物輸送事業者さんの協力が得られるような場合、可能な場合についてはより省エネ努力が評価しやすい手法、エネルギー使用量の把握の仕方としてここでは燃料法と書かせていただいておりますが、具体的な燃料の使用量を使ってそのエネルギー使用量を算定していただきたいということで、これを新たにこの基準の中に含めることにいたしました。

それから、ポイントの3、これはB to Bにかかわるところですが、配送の計画化・平準化のための時間的猶予の確保について追記とございます。これは積載率の向上を図るために急な発注というのはできるだけやめていただいて、時間的猶予を確保していただきたいという規定でございまして、今回の荷主ワーキンググループの中でご指摘がありまして追加をすることといたしました。

それから、ポイントの4、これはB to Cにかかわるところです。再配達削減と同梱・まとめ送りの促進について追記とございます。再配達削減のために、例示として本文のほうには書いておりますけれども、例えば時間、受け取り場所、こういったことが指定できるようにすることを具体的に例として書かせていただいております。それから、まとめ送り等の促進についても効果的な場合はやっていただくということで今回書かせていただいております。

次に、目標部分でございます。

ポイントの5ですが、これはB to Bに関するところですが、荷待ち時間の削減につながる技術として予約受付システム、それから事前出荷情報の共有、ユニット検品、こういったことを進めていく旨を書かせていただきまして、荷待ち時間削減に生かしていただきたいということで、目標ではございますけれども入れさせていただきました。

それから、ポイントの6ですけれども、これはB to Cです。再配達削減について、宅配ボックス、これは例示として書かせていただいておりますけれども、宅配ボックスなどの受け取りやすい手法、あるいは置き配、こういった新しい仕組みの導入、こういったこともご努力いただきたいということで、目標に書かせていただいております。

最後にポイント7でございます。これも小口輸送、B to Cのところでございますが、事業者の創意工夫によって再配達削減やまとめ送り等が省エネに資することを消費者に啓発する旨を追記いたしました。消費者の意識向上、啓発が大事だということで、こういったことを事業者さんにもお願いをしたいということで、これも目標にあわせて書かせていただいております。

最初に申し上げましたけれども、今申し上げたポイント7点について、具体的に以下のページのところに赤い字で書かせていただいておりますが、それぞれの内容についてもまたご確認を適宜いただければと思います。

以上が資料6のご説明でございます。

最後に、資料7でございます。2枚、縦紙になりますけれども、荷主の判断基準の遵守状況に係る報告様式、これは省令になりますけれども、これについても今回改めさせていただきます。

今ご説明しました資料6で荷主の判断基準が大きく変わりました。それに伴いまして、毎年度、特定荷主さんにはそれぞれの項目についてどう対応しているかということ国に報告をいただくことになっておりますので、当然ながらその判断基準のほうが変わったことに伴いまして、その報告様式も変えなければいけないということでございます。

項目は今、資料6のほうに本文がついておりますけれども、そこに対応をしております、それでチェックをしてお答えをいただくこととなります。

例えば一番上に取組方針の策定については、策定している、していないと二択ですけれども、その程度についてももう少し具体的にお聞きできるようなものについては、例えばその右隣に責任者の設置というのがございますけれども、全ての部門でやっているとか、大半でやっているとか、程度についてお聞きできるようなところは、その程度を聞けるように検討させていただいて、こういう形で改正をさせていただきたいということでございます。

以上、また駆け足になってしまいましたけれども、荷主、それから準荷主に関する詳細ご説明させていただきました。

#### ○中上委員長

ありがとうございました。

それでは、まずこれらの審議を頂戴しました荷主判断基準ワーキンググループの座長を務めていらっしゃる矢野さんからワーキンググループの状況について報告、追加コメントをお願いしたいと思います。

#### ○矢野委員

荷主判断基準のワーキンググループでは、大きくは、従来の荷主、輸送事業者だけでは対応できないところをどこまで踏み込むか。それともう一つは、新たに加わったB to Cについての議論が多くなされました。

まず、配送の時間的猶予という表現になっておりますが、企業間での短いリードタイムが物流の計画化、平準化を妨げているということを確認し、見直しをしてほしいというある意味では商慣行に少し踏み込んだ形のメッセージが入っております。

それからB to Cについては、再配達を減らしたいということについては、共通認識なわけですが、ただそれをどうやって推進するかについては、それぞれの立場があり、いろいろ議論がなされました。特に荷主がどこまで主体的にできるか、どこまでかわれるか、ここのところの議論が当然ありました。ある特定の方策で再配達がすぐに減らせるわけではない中で具体的方策の記述をどうするか、それから顧客サービスとの関係を含めてということでもいろいろ議論がなされましたけれども、一応こういう形で総意でまとめさせていただいたということでございます。

以上です。

#### ○中上委員長

ありがとうございました。

一号荷主、二号荷主、準荷主といろいろと言葉が出てまいりましたけれども、こういった切り口で省エネ法で扱っているのは多分世界でもほとんどないんじゃないかと思います。私、10年以上前かもしれませんが、流通部会の主査をやっておりましたときに、たしか百貨店協会だったと思いますけれども、百貨店協会さんのほうで運送業者さんにいろいろ発注するわけですが、そこでいろいろな効率改善でどうやったらコストが安くなるか、どうやったらもっと配送をコンパクトにできるかということをいろいろ工夫なさっているわけですが、そのときの出てきた省エネの効果というのはどっちがとるんだろうかと。これ実際荷主のほう工夫なさっているわけだから、荷主さん側にもそれ相応にやっぱり評価したらどうかというのは多分出発点だったような気がします。

エネルギーのいわゆる切り口で行くと、産業、運輸、民生になるわけですから、トラックで実際消費されるエネルギーは運輸に入ってしまうと、民生部門には全然フィードバックされないと、その辺をどうやって扱うかというのが結果としてこういう形で、出発して活用されているわけで

ありますから、当初は、荷主さん側にメリットが出るようにと思ったんですが、今これ荷主さんにえらい負荷をかけているんじゃないかと反省しております。全体で考えればもちろん省エネになることは是なんですけれども、考えようによっては、運送業者さんのほうは、ほとんど自分たちの采配では省エネが、まあ車自体の効率改善ということのできるでしょうけれども、配送にかかわることについてはほとんど手も足も出ないということなんで、それで結局荷主さん側ということになって、この議論が進んできた。さらにそれがまさかB to Cでeコマースが出てくるなんていうことは当然その当時は考えていませんので、大変難しいところに切り込んで、省エネ法でどう捉えていくのかということにつながってくるわけでありましてけれども、そんなことを思い出しながら聞いておりました。

それでは、皆様から何かご意見、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

山川さん、お願いします。

#### ○山川委員

ありがとうございます。

2つ申し上げます。1つ目は、私も荷主の判断基準ワーキングの委員で参加させていただいておりましたが、今、矢野座長がおっしゃったような議論が行われまして、このような形にまとまりました。今回の改正は物流の変化した実態を踏まえて行われた改正ですけれども、現時点で考えられるものを入れていったということになります。もちろん、今後も大きく変化していくものと思われ。そのスピードは、もしかするともっと速いものではないかと思っております。改正してすぐの話ですが、適宜必要に応じて見直しをする必要はあると思っております。

そのためにも、先ほどご説明がありました定期報告書の判断基準の遵守状況について、しっかり集計をして分析をしていただいて、実態をとらまえていく必要があると思っております。また、目標部分に該当すると思っておりますが、再配達削減のための取り組みや消費者への啓発の部分、自由記載欄というのを今回設けていますけれども、この部分についてもきっちり把握していただいて、必要に応じて公表するとか、そういうことが必要ではないかと思っております。

もう一点は、先ほど工場の取り組みのところ、中長期計画の提出頻度を減らすという部分でSABC評価の話が出てきたと思っております。このSABC評価については、工場や事業所で自社の評価がどのようになっているかということについて非常に興味を持って取り組んでいらっしゃるのをいろんなところからお聞きしております。そういう意味で、この制度を導入されたことで、省エネの取り組みに効果があったのではないかと思っております。

そこで、現在は工場と事業所だけに評価が導入されておりますけれども、運輸部門に関しまし

ても省エネの推進という意味でこの評価を通じためり張りのある対応というのを検討されてもよろしいのではないかと思います。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。

○吉田省エネルギー課長

ありがとうございました。

まず、物流の実態をよく見ながらこういうことでございますけれども、これ国会審議の中でもご質問の中で、この業界、特に今回、Eコマース(01:06:59)に着目しましたけれども、そういったところは大きく変化を、今もしているわけですから、そういったところは引き続きしっかり見ていきたいと思えます。

それから、定期報告のところですが、今回、詳しくはご説明しませんでした、様式を工夫してつくったつもりでございまして、最後のところの自由記載のところも含めて、我々としても実態をよく知るということが大事だと思いますので、ここでいい取り組みを抽出して、そういうものをよく広報していくだとかいうことも含めて、活用していきたいと思っております。

それから、最後にご指摘いただいた荷主のSABCのところですが、先ほどのご説明でも申し上げましたが、工場等の規則ほうはSABCを活用して今回、中長期計画の提出頻度の軽減に使いますが、他方で荷主のほうはSABCがないということもありますし、そもそもSABC評価制度というのは工場規制ではよく機能していると思えますので、これを荷主規制のほうにもうまく適用できるのかどうか、ここについては我々としては検討していきたいと思えますし、もしよろしければ、荷主ワーキンググループでも取り上げていただければと考えております。

○中上委員長

ありがとうございました。

それでは、天野委員から。右からいきましょうか。

○天野委員

ありがとうございます。

今回の荷主判断基準の見直し等につきまして、B to Cにかかわる取り組みを判断基準に追加し、踏み込んだ内容についてワーキンググループで詳細な議論と整理をしていただいた上で、このような形でまとめていただき、ありがたいと思っております。

準荷主について努力規定ということで、まずは創設をしていただいたということなので、今後、努力規定で進めていった場合の進捗状況をモニタリングしていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○中上委員長

ありがとうございました。進捗状況のほうは大丈夫ですね。

○吉田省エネルギー課長

いろいろまた考えたいと思いますけれども、調査はできると思います。準荷主さんの取組について、いい事例を我々、集めていきたいと考えていますので、そこは検討していきたいと思いません。

○中上委員長

矢野委員、ございましたか、追加のコメント。

○矢野委員

先ほど荷主についてのSABCクラス分けということで、資料4のところでもふれられていました。これについては、難題が来たなというように思ったのですが、工場の生産部門などに比べて、荷主のところは、自分でコントロールできない部分が非常に多いという問題があります。さらに、使用量算定についても、先ほども議論が出ましたけれども、トンキロ法を使っているところが結構多く、そういう意味ではいろいろな方策をやっても定量的なところにはすぐには反映されない部分が多いというところがあって、工場と同じような形で適用していいかというのは、いろいろ議論があるかと思えます。荷主については難しいところがあるかと思えますが、いずれにせよ、皆様方からSABCというのは、工場については機能しているということもありますし、荷主についても検討させていただきたいと思っております。

○中上委員長

ぜひ実態にそぐうようにというか、実効性が上がるようにいろいろ考えていただきたいと思

います。よろしくお願いいたします。

じゃ、木場さん。

#### ○木場委員

どうもありがとうございます。

本当に荷主判断基準に関しましては、非常に難しいものを工夫して、このようなものをつくられたということで敬意を表したいと思います。

そんな中で関連して、消費者への啓発という部分で、自身の感想も入ってしまうのですが、再配達防止の問題につきまして、みずから荷物を受け取る時などは、時間の指定をすとか、受け取り場所の指定をすなど、きめ細かくできてきているなという感想がございます。それから、予期しない配達物、例えば私の家に贈り物が届くときなど、配達業者にメンバーとして登録していると、こういう方から何月何日に届きますけれども、何時がいいですかと、わざわざ聞いてくださると。ちょっとサプライズ性は半減してしまいますが、そういうようなことができます。私自身としては、受け取る場合に、かなり自分自身コントロールできてきているなというのが消費者としての実感でございます。

こういった消費者への啓発活動というのは、この会議の中でも昨年の夏あたり、百貨店さんが再配達防止のキャンペーンをやっているということを伺いました。もう1年以上にわたって、こういった啓発活動続いていると思うんですけども、国のほうとして、この再配達の減少について手応えなどは得ているのかどうか。民間の報告としては幾つか上がってきていますけれども、国として、例えば郵送・輸送業者に対して確認してみて、確かに再配達はこの程度減少していますよ。もっといえば、これによってこのままいくと、CO2はこのぐらい減るんじゃないかとか、省エネ効果があるんじゃないかなどということが、ここ1年通して、もしも傾向が何か把握しているようでしたら、教えていただけるとありがたいなと思ひまして、質問と感想でございます。

以上でございます。

#### ○中上委員長

国土交通省(01:13:38)にお伺いしたほうがよろしいでしょうか。

#### ○国交省物流政策課富田環境班長

ご質問のありました再配達につきましては、特定の事業者に対して減っているかというところのヒアリング等は行っておりませんので、実態としてどこまで減っているかというのは把握でき

ておりません。

ただ、昨年の10月から定期的に再配達率というものを調査しておりまして、10月期では15.5%、4月期では15.0%、あくまでサンプリングですので、全体ではないんですけども、数字としては若干減少はしていると。

ただ、経年的に10月と4月では単純な比較対象とならないため、今後も、定期的にこういった数字を把握しながら、ご質問のありましたとおり、再配達率の実態というものを国交省としましても把握をしていくという努力は進めていきたいと考えております。

#### ○中上委員長

どうもありがとうございました。

この問題はエネルギーだけではなくて、輸送にかかわる運転手さんの問題とか、いろいろ労働問題と絡んできますので、むしろ現場を押さえていらっしゃるの国交省さんかなと思って、事前にご相談しないまま振ってしまいました。ありがとうございました。

それでは、豊田委員。

#### ○豊田委員

非常にきめ細かな制度ですばらしいことだと思うんですが、ただ一方で、お話を伺っていて、うまく効果的に実行できるかなということもちょっと懸念されます。2つ具体的に質問なんですけど、1つは資料6の1ページ目ですか、1ページ目で上のほうの薄いブルーのところ、AI、IoT技術の活用による省エネの余地の拡大をいわば判断基準に追加というふうに書いてあるんですけども、具体的にどんなことを想定しておられるのか、共有をしておいたほうが良いと思います。また、検討の途中で、議論があったことを教えていただきたいということと、もう一つは、このときに、まさに荷主を入れたときのB to Cですけども、2ページのほうになりますけども、今の再配達の話も含めて事業者の創意工夫が、いろいろ書いてあるのですが、このこと自身はすばらしいんですが、実効あるものにするためには具体的なイメージを、皆さん共有して頂きたい。言ってみれば早く届けるのが競争の中で不可欠みたいなサービス事業になっていますので、それとの関係ですね。ここに書かれていることはすばらしいんですが、実効性をもってやるためにどうしたらいいのか、ワーキンググループなんかで議論がおりだったんでしょうか。むしろあるならば、それを共有をしていただけると、実行できるような形で我々もお手伝いがで

きると思いますので、ご紹介いただければと思います。

○中上委員長

ありがとうございます。

これはどうでしょう、矢野座長にお伺いしたほうがいいですか。戻ってきますか、こっちに。

○矢野委員

AIやIoTについて、まずお答えしますと、具体的には、実はそこまで細かくは議論はなされていません。ただ、例えば今、物流の世界では、荷受けに関して情報を共有して、効率的にやり、荷待ち、車両の待ち時間等をなくすなどの動きが相当活発化しています。

さらに、IoTなどにより検品作業をなくす、検品レスによって待ち時間が減るといった動向が出てきています。必ずしも省エネというわけではないのですが、今、労働力不足対応ということで、さまざまな新しい技術が出てくるというところを想定しています。

それから、再配達に関してですが、荷主企業も、それぞれの事業者によって、実際にネット通販といっても、実際にやり方が随分違うというのがあります。いわゆるモール型のところと、もともと自分のところでほとんどきちんと管理しているところ、あるいは完全にほかに委託しているなどのいろいろな形があって、そして、それぞれサービス内容も違うので、そういう意味では、各事業者が自分のところに合った再配達削減方法を、やろうとしているというのが現状です。

その中で、例えばコンビニ、宅配ボックスを使うといったやり方も当然ありますし、さらには置き配を使うとか、さまざまな方策が出ています。ただ、それがあつ事業者がやったときに、ほかのところにも全部適用できるというのはなかなか難しいところがありますので、その辺は各事業者にあった形で工夫してやっていくということが、議論としては出てきたということになります。

○中上委員長

そういう情報をいわばベストプラクティスみたいな形で提供しておいてさし上げたほうが、実際に効果的に省エネ活動がうまくいくんじゃないかと思いますので、できるだけベストプラクティスをホームページでも何でもいいんですけれども、載せる形にされたらよろしいんじゃないかと思います。よろしくお願いします。

○吉田省エネルギー課長

事務局からお答えしたいと思うんですけども、例えば後段のほうのB to Cに関しましては、今、座長からお話ありましたような内容で、B to Bと少し異なるところもあります。業態もビジネスモデルもさまざまで、しかもそれは変わってきているということで、まずは具体的な事例を我々としても収集し流していきたいと思っております。

判断基準のほうも資料の6でいいますと最後のページ、11ページに再配達削減、あるいは消費者の啓発についても記述がございますけれども、これは事例を書くにとどめておまして、具体的に再配達削減に向けていろんな手法、仕組みを考えていただきたいと思っております。

また、資料7で報告様式をご説明しましたがけれども、その中でも自由記載欄を設けておまして、そういった中で我々として今、ご指摘もありましたベストプラクティス、そういったものをしっかり収集をして、あるいはそういったことを皆さんに周知していくといったこともやりたいと思っております。

それから、ご質問の1つ目にございましたAI、IoTのところですが、具体的に今回の判断基準の中では、先ほどもありましたけれども、予約受付システムだとか、事前出荷情報の共有、検品、結果の活用こういったところにITの技術をうまく活用していくというのがあると思いますし、そういったものを普及させるために、別途支援策として補助金も用意をし、実証事業も並行して進めていくことで、取り組みを促していきたいというふうに考えております。

#### ○中上委員長

ほかにどなたかございますか。

高橋さん。

#### ○高橋オブザーバー

百貨店協会の高橋でございます。

B to Cの部分が入りまして、私どももこれまで全国の百貨店の店頭で、お客様向けに再配達防止、再配達を考えてくださいということで、ポップによる告知をしてまいりました。それで、店頭でいただく意見を幾つかご紹介させていただきたいんですが、やはりお客様も1回で受け取りたいという気持ちが大変多くございまして、その場で自分に送るものとかも親戚に送るものとかは、やはり電話をして日時を確認したり、気づきとなるPOPだったかなというふうに思います。

その削減効果が、残念ながら百貨店のエネルギー削減に反映されていないというのがとても

残念な思いばかりしておるんですけれども、世の中的に全体のCO2削減になればということで継続して呼びかけております。これは通年呼びかけております。

それで、私どもの事務所の入り口にも、実はこういった同じ再配達防止のPOPを出してありまして、配達してくれる運輸会社の、汗かいている方がありがたいという形でお声もいただいたりするのですが、我々事業者の中でも、もしかするとそういった気づきということは、日常で出していくのが一番いい事例なんじゃないかなというふうに思いますので、これからも、ちょっとお客様の声を拾いながら、事業者としても減らす努力、何か新しいものを考えていきたいと思っております。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。へビーな荷主さん側、何かございせんか。たしかこの委員会でしたか、荷受けが調整によって随分、交通渋滞が緩和されるんだからいいんだということをご説明していただいたことがございましたよね。非常に細かいところまで、きめ細かくまさに取り組んでいくという状況がよく皆さんご理解いただけたと思いますけれども。

ほかに何かございせんでしょうか。

時間が、もっとゆっくり説明してもよかったですね。ほぼ時間ですか。

おおむねそれでは皆様、内容につきましてご了承いただいたということで、これを踏まえて事務局のほうで、年内の改正法及びその後、関係法令の施行に向けて事務的に作業を進めていただくということをお願いしたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

もし本日のオブザーバーの皆さんのご意見を踏まえて、もちろん進めさせていただきますけれども、何かございましたら、できるだけ早いうちに、お帰りになっても結構です、早いうちに事務局のほうにご連絡いただければ、できるだけ反映させていきたいというふうに思っております。

もし、そういうことが生じたときには、修正につきましては委員長の私にご一任という形で対応させていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきますと思います。

## (2) エネルギー施策の今後の課題について

○中上委員長

それでは、議題の2の省エネ施策の今後の課題について、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

○吉田省エネルギー課長

それでは、資料の8、省エネ施策の今後の課題についてという資料をごらんください。

まず、右下1ページをごらんいただきたいと思います。7月の小委員会で、私どもが省エネ施策の進捗状況と今後の課題という資料を配付させていただきました。本日も参考資料ということで最後につけております分厚い資料でございますが、そちらで、現在進めている施策、それから課題を報告させていただきました。

そのとき、時間が余りなかったものですから、ここでは今後の主な取組ということで、幾つか書かせていただいております。

産業、業務、家庭、運輸、それぞれについて規制が1ページ、2ページ目には支援策ということで整理をして、ご説明をしたところでございます。

簡単にちょっと振り返りますと、1ページですけれども、規制のほうでは事業者クラス分け評価制度、これについては、現地調査というものをBクラス事業者さんを中心にやっておりますけれども、この現地調査の結果をさらに分析、評価、活用をしていきたいとか、あるいは今は特段の対応がないAクラス事業者さんについても、新たな対応を考えていきたいということを申し上げました。エネルギー小売事業者の省エネガイドライン、これはエネルギー小売事業者さんに、消費者に対する情報提供をお願いしている努力規定でございますけれども、ここもさらに活用していきたいということでありまして、小売事業者さんに努力を求めている省エネ情報提供について、特に特定事業者になっておられる方には、国にどういった情報提供をやっているかということが報告できるようにする措置を新たに行っているところでございます。

その後ろのほうにもございますが、省エネ法の関連法令を年内を目途に整備をして、今申し上げたような報告制度も運用をしていきたいと思っております。

また機器のトップランナー制度。前は、今後どういう基準をつくっていくのかという工程をお示しましたけれども、乗用車については既に取り組んでおりますし、今後、テレビ、エアコンといった重要な機器についても、近々にワーキンググループを開始する予定でございます。

また、建材のトップランナー制度も新たに硬質ウレタンフォームの新たな目標設定を予定しております。

また2ページをごらんいただきますと、支援策になりますけれども、ZEHについては従来、

注文戸建て住宅についてやってまいりましたが、今年度からは集合住宅、あるいは建売戸建て住宅にも拡大していくということ、あるいはZEBについては、大きな建物ですね、延べ床面積1万平米以上の新築大規模建築物、あるいは既存建築物のZEBのあり方、こういったところにも新たに視野を広げていこうということで取組を進めてまいります。

また、中小企業さん向けに行っている省エネ地域相談プラットフォームですが、これについては、従前から予算事業で全国に、このプラットフォームをつくって、地域の中小企業さん等の省エネの要望に応えていくという取組を進めてまいりましたが、プラットフォームごとに自立化の方向性を今後は検討していただく必要があるだろうと。自立化の方向性については、地域ごとにプラットフォームには特性がありますので違いがございます。そういったところをよく踏まえながら、自立化の方向性を検討してまいります。

最後、技術開発でございますけれども、省エネ技術戦略について、これも前回、ご説明をいたしましたけれども、NEDOさんと協力をして、省エネ技術戦略2016とを改定すると。改定する中では、2030年以降も見据えてつくっていこうということで、今、作業を進めているところでございます。

こういったことを進めておりますけれども、ちょっと1ページに戻っていただきまして、最初に産業トップランナー制度というのが左上のほうに赤で載っておりますが、この制度についても、前回は意見をいただきましたけれども、さらに検討を進めていきたいと思っております。これについて少し、3ページ以降でご説明を続けていきたいと思っております。

3ページをごらんください。産業トップランナー制度は、省エネ規制の目標を定める極めて重要な制度だと思っております。7月の小委員会でご指摘もありましたがこの制度を10年間これまでやってまいりましたので、しっかりとレビューをしていきたいと考えております。

ついては、この小委員会の下の工場等判断基準ワーキンググループで産業トップランナー制度を取り扱っていただいておりますので、今後、産業トップランナー制度のレビューについてもこのワーキンググループの中で検討をいただきたいと考えておりまして、よろしければそれに当たりまして、小委員会からもご意見を賜れば幸いです。

まず、3ページ目でございます。これは産業トップランナー制度の概要でございます。ご案内の内容かもしれませんが、念のためご用意した資料でございます。

産業トップランナー制度は事業者の毎年度の省エネ努力の目標として、従来からの目標、これは昔からエネルギー消費効率を年率1%低減するという事としておりますけれども、これに加えて、平成20年度に新たに導入したものでございます。なかなか1%達成というのが、特に省エネ努力が進んでいる業界では難しいという中で、それぞれの業界ごとに新たにベンチマー

クを設けて、これを目標にさせていただこうということで平成20年度から入れた制度でございます。

目標水準は、全てではありませんが、多くの業種では上位10～20%の事業者が達成しているかなり高い水準に設定するというでやってきております。エネルギー消費量の大きい製造業から導入開始をいたしまして、この下に絵がございますけれども、鉄鋼・化学等、こういうエネルギー消費の多い業種から導入を始めまして、平成27年度からはさらに広げていくということで流通・サービス業にも拡大してきているところです。制度は12業種16分野まで広がりましたが、今年度は新たに官公庁・学校、を中心に対象業種の拡大について、工場等ワーキンググループのほうで議論をいただくところでございます。

このベンチマーク目標は、先ほどの1%の目標と並んで目標でございますので、事業者クラス分け評価制度においては、このベンチマーク目標を達成した事業者さんはSクラスに分類ということで運用をしております。

次のページをごらんください。各業種・分野のベンチマークでございます。原単位の指標を各業種ごとに定めていただきまして、先ほど申し上げた上位10～20%程度の水準に目指すべき水準、一番右端ですけれども、を定めて各業種・分野ごとの目標とさせていただいております。

次のページをごらんください。5ページでございます。これはお示ししたことはないかもしれませんが、各業種・分野ごとにそれぞれ、平成21年度から数字がございますけれども、直近まで達成した事業者の数、それから達成率、その業種・分野の中で何%の事業者さんが達成しているかということ、それから平均値というのは先ほどのベンチマークの平均がどれぐらいになっているかということの時系列であらわしたものでございます。

全体としてまず言えることは、平均値は時期によって振れはあるんですけども、全体的には向上の方向にあるということ。それから達成している企業さんの比率もだんだん上がってきている、全体としては上がってきている傾向にあるというところが見てとれるかと思えます。

左上に赤い字で(2)、(3)、(4A)、(6B)は、見直し基準を適用したと書いておりますけれども、ある程度達成比率が高まってきたところで目標を改めることにしております、幾つかの業種・分野については既に基準の見直しをやったところでございます。これがこれまでの運用の状況であります。

それで、6ページでありますけれども、産業トップランナー制度について検討していきたいと思っている課題について簡単にまとめさせていただきました。

まず、今後の取組のところを見ていただければと思いますが、1つは平成30年度までに、産業・業務分野の7割を対象にするということでやってきております。今年度が最後になりますけ

れども、これに向けて先ほど申し上げた学校等、官公庁、そういったところにも拡大を目指して作業を進めていきたいと思っております。

それから、これは個別の業種になりますけれども、電力供給業のベンチマーク制度につきましては、事業者の取組状況などを踏まえて、各事業者自身の発電効率の向上による目標達成、これが前提ではありますけれども、単独でなかなか目標を達成できない事業者さんが、他の事業者さんとの共同取組によって目標達成をするということも認めるために、共同取り組みのスキーム、これも以前から検討することになっておりましたけれども、その検討を進めていきたいということです。さらに3つ目として、先ほども申し上げましたが、この制度を導入してからちょうど10年でございます。実績もたまってまいりましたが、そういった蓄積も踏まえ、かつ、先ほど申し上げた30年度まで7割というところも視野に入ってきたということもありますので、基本計画の考えも踏まえて、これまでの制度運用の実績を検証して課題を整理し、今後の方向性を改めて検討していきたいと考えております。

基本計画は、真ん中のところに抜粋を書かせていただきました。産業トップランナー制度については、現在設定されている指標や目標等を検証し、必要な見直し等を行うことにより、グローバルトップレベルにある我が国の省エネルギー水準をさらに向上させるための制度として活用していくと書かれております。グローバルトップレベルにある我が国の省エネ水準、これを引き続き省エネ法のもとで維持向上させていくということが大事だと思っております。そういったところをしっかりと進めていくことができるような制度として、産業トップランナー制度をさらによくしていきたいということでもあります。

その下に書いておりますのは、前回の小委員会でいただいたご指摘です。ここは前回もご紹介したと思っておりますけれども、この制度について運用の実績を踏まえて指標や目標、それからここでは支援策についても触れていただいておりますが、そういったものとの連携も含めて、あり方を検討していくことが大事じゃないかというご指摘もいただいております。こういったことを踏まえまして、我々としては10年を迎えたトップランナー制度についてレビューをやりたいと思っております。よろしければこの小委員会の下にございます工場等判断基準ワーキンググループにおいて、議論を進めていただきたいと思います。それに当たりまして、この小委員会においても、ぜひコメント等をいただければ幸いです。

最後の紙ですが、これはご参考ということですが、平成31年度の概算要求でございます。省エネ関連の予算の概算要求の状況でございます。左側が、いわゆる省エネ補助金も含めた省エネ投資促進に向けた支援補助金。右側のほうに、中小企業関係、それから技術開発、それから先ほども出てまいりましたが、貨物輸送事業者と荷主の連携を支援するような予算、そういった概算

要求をさせていただいているということです。ご参考にしていただければと思います。

以上で資料8の説明を終わりたいと思いますが、産業トップランナー制度の話も含めてご審議いただければ幸いです。

#### ○中上委員長

ありがとうございました。

ちょうどベンチマーク制度が導入されて10年という節目だそうございまして、制度の振り返りというか、見直しを行うにはちょうどいいタイミングかと思います。事業者の方々の省エネを一層促す制度にするために、これまでの実績を踏まえた上で、今後の方向性の検討が必要かと思ひますし、ますます小さな業態に入ってきますので、データ自体がなかなか整合性がとれたものが自由に比較できるかという問題もあると思ひますので、これはワーキンググループの川瀬座長にお願いするのは恐縮でございますが、ぜひ引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ご意見等頂戴したいと思ひますが、それでは宮島さん。

#### ○宮島委員

ありがとうございます。

1つご意見と1つご質問をしたいと思ひます。

まず、産業トップランナー制度はこれからも業種を広げるといふことで、そのあたり、一般の人の意識の上でもこのところは期待したいと思ひます。というのは、産業界<など>で省エネをしていてもなかなかそれは普通の人の目には入らないんですけども、そこで、コンビニ、ホテル、百貨店、スーパー、もちろん昔からやっていらっしゃるとは思ふものの、その取り組みを間近で見ることによって一般の人たちも気がつくことがあるのではないかと思ひます。

この後、大学や病院で進められるといふことで、ここら辺はまた別の期待があるのは、例えば夏に熱中症に気をつけましょうといふふうにならなうに私たちが放送で呼びかけるときに、省エネばかりを言っていると、みんな熱中症になってしまうんじゃないかと思ふので、中途半端なんですけれども、皆さん、健康のために、エアコンもつけてくださいねとかといふことを言うような部分もあるのです。実際、一体どのぐらい、イメージとして何度といふのはあるかもしれないんですけども、病院などで健康にはいい一方で省エネができるといふのは一体どのぐらいなのかといふのを精緻に見ていただけると、そのまま家庭でといふわけではありませぬけれども、自分たちにとっても一体どの程度が省エネとしても健康にとっても適度なのかといふことの参考になる部分があるのではないかと思ひます。今後のトップランナー制度における、こうした学校や病院の取

り組みは、一つ大きな期待をしたいと思います。

ちょっと話は大きくなるかもしれないんですけども、やはり省エネ全体で見ますと家庭部門がなかなか減らないというのが一つの課題だと思います。ここは意識の部分も大きいと思うので、一体、意識でどこまで省エネができるんだろうというのは私も常々考えているんですけども、一つの軸として、この前、北海道で大規模な停電がありました。大規模な停電があつて、もう本当にみんなやっぱり電気がないとこんなに困るんだということがわかり、このままでいくと計画停電をするぞというような一種の危機感の中で節電をやられたと思います。個人的には、もう本当にまずいので、ばつと節電するかなと思ったら意外と落ちなかったかなと個人的には思いました。結構、20%にはなかなかいかなくて、やっぱり減らないところもあるので、トータルで10%減らすには2割減らさなくちゃいけないみたいな説明を放送でもして呼びかけていたんですけども、この評価はどうだったのかなと。

実際、本当に計画停電になると思いながら節電できるのがあのぐらいなのであれば、たった今の状態では、実は節電余力があつてあのぐらいが限界と思うしかないのかなとも思ったりもしまして、まさに当局としてごらんになっていた方々が、この前の北海道停電におけるあの電力需要の変化と節電をどうごらんになっているかをちょっと伺いたいと思いました。

○中上委員長

えらい質問が飛んできましたけれども、どうしますか。

○吉田省エネルギー課長

ご質問ありがとうございます。

まず、1点目にご指摘がありました健康との関係を判断するということでございますけれども、ベンチマーク制度を入れることで他社がどの程度の水準かということもわかりやすくなり、そういったところが、適度な省エネというのはどういう状況なのかということを判断する一つの基準にもなるんじゃないかと思っておりますので、ぜひうまく活用できるようにしていきたいと思っています。

それから節電についてですが、ご指摘の中では十分に減らなかったんじゃないかというお話もありましたが、我々見ていまして、10%以上20%に近い数字というのがかなりコンスタントに出ているということで、非常時に広報をかなりやらせていただきましたけれども、そういったところに応えていただいているんじゃないかなと。1割2割減らすというのはなかなか簡単なことではないと思ひまして、皆さんが意識的に動かれているというところ、ちゃんとした分析はま

たしなければいけないと思いますけれども、まず、我々の実感としては、かなり皆さんが行動されたんじゃないかなというふうに見ておるところでございます。

#### ○中上委員長

ありがとうございました。

確かに見える化というのは、言うは易くして難しい話であります。トップランナー制度を遵守して非常に省エネ効果を上げていらっしゃる方が、一般の消費者にはなかなかわからないので、例えばビルなんかですと、アメリカなんか割と格好いいマークがありまして、ビルの入り口にどんとそういうのが張ってあって、余り格好悪いんじゃない張ってくれないので、格好いいマークができています。そういうのを見ると、みんなが、ああ、このビルは省エネだとわかるようになるんですけども、恐らくこういうふうにブレークダウンしてきますと、余り大ざっぱでもいけませんけれども、何らかの形でそういうマークがあると、この店は社会に貢献しているなという形が伝わればいいので、いずれそういうことも川瀬さんのところで検討していただければと思います。何でも押しつけるようですけども、ぜひ考えておいていただきたいと思います。

意識の話がございましたけれども、ほかのところでは経産省でもやったんですけども、電力の消費量をご家庭に返すときに、ほかの似たようなご家庭と比較すると、どのぐらいのレベルで、お宅はちょっと使っていましたとか、お宅は省エネですねという情報をつけてお返ししたことがあるんですけども、やはりすぐに一、二%ぐらい、2カ月ぐらいたったら効果が出てきました。消費者の意識が変わるだけで、別に特段のものを買いかえる時間がない間にできているわけですから、2%というのと、みんな少ないと思われるんですけども、1%、2%をいかに積み上げていくかというのがこれからの省エネで、ほかのものについても、全て今、細かいところに入ってきているわけですから、いきなり10%、20%というのと、それは大変なんです。だから、それは北海道のように非常に特殊な状態だったので、そういうことをお願いしたかもしれませんが、これが持続的にいくかというのと、なかなかいきませんで、その辺も含めて、またこれからの課題じゃないかと思います。しゃべり過ぎました。

それでは、佐藤さん、いきましようか。

#### ○佐藤委員

ありがとうございます。

産業トップランナーのところなんですけれども、今年度は官公庁及び大学を中心に対象業種の拡大をということで、大変期待しております。エネ庁からも、この難しい業種のところの拡大に

働きかけをされていると思いますけれども、具体的にどんな働きかけをされているのか、進捗状況を教えていただけたらと思います。また、この業種を拡大していく上で困難な点ということがあれば、それも具体的に教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○省エネルギー課吉川補佐

ありがとうございます。ベンチマーク制度の制度設計を担当しております吉川と申します。

今、今年度、川瀬座長のもとで工場等判断基準ワーキンググループにおいて、大学、官公庁のベンチマークを検討していただくことになっておりますけれども、現在、大学につきましては、実態を把握する観点からアンケート調査をさせていただきまして、先月、全て回収し終わった状況ではございますけれども、今の難しさという点で申し上げますと、国立、公立、私立という区分があり、また、文系、理系といった区分がございますけれども、そういったところをどう評価体系に、一つの評価指標に盛り込んでいくのか、もしくはそれを分けて評価すべきなのかというところをしっかりとデータに基づいて分析をしていかないといけないというところと、ある種、団体の方々と議論させていただき中で、ある種の納得感、省エネ取り組みをやっているのになかなか評価されている大学として評価できないということになると、その指標の妥当性というのが疑われる可能性がありますので、実際の大学の取り組みと指標の親和性というところもあわせて見させていただいてございます。

また、官公庁のところにつきましては、ちょうど今、アンケート調査をやっているところでして、今、官公庁の皆さんにご協力をいただきながら集計作業を順次行っていこうというところになっておりますけれども、官公庁につきましても、特に事務用途に限って、今回ベンチマークを導入しようと思っておりますけれども、そういったところで官公庁の取り組みとして予算をどれだけ使っているかや、実際に省エネ取り組みがどこまで進んでいるのかということとの関係でしっかりと評価できる指標にしていけないといけないというふうに考えておりますので、そのあたりをしっかりと精査していきたいなというふうに考えています。

○中上委員長

ありがとうございます。

それでは、松村さん。

○松村委員

この小委のメンバーなのにちょっと恥ずかしくて申しわけないのですけれども、この資料8の4ページのところがよく理解できなかつたので質問させていただきます。

この8、9、10のところですが、まず9は売上高のホテルの平均じゃなくて百貨店の平均だと思います。質問の内容はこの点ではありません。平均的なエネルギー消費量で割ったということは、平均的な水準よりもかなり高くしろと言っているわけですね。これは全ての事業者が達成することは、もし同一年度でとっていたら原理的に不可能。もちろんどこかの年度で平均をとって、何年か先で到達すべしということですね。そうすると、全ての事業者に達成してほしいと思っているということは、30%なり20%なりエネルギー効率を改善すべしと言っている。もちろんかなり進んでいるところはそれをしろとは言わないけれども、平均的にはそれぐらい削減しろと言っているということなのか。この手のものはブレークスルーが相当難しいとすると、このやり方はサステナブルじゃない。ずっと20%ずつ削減するって、業界平均で20%ずつ削減するのは相当に難しい。これは長期的にはどうするつもりなのか、もし既に整理されていれば教えていただけないでしょうか。

次は先ほどの地震のときの節電の話です。私はそういうたぐいの節電と省エネは直接には結びつけてはいけないと思っています。こういう危機的な状況でも、あるいはここまで危機的な状況でなくても、供給力が不足することは今後も起こってくると思います。そのときに、電気が足りないから節電してくれとかというのは、例えばピークのときの電力需要を少し落として、別の時間帯に移してくれとかもあり得るわけです。そうすると、先ほどの話だと、こんな状況でもこの程度なのかということだったので、そういう誤認は起きないかと思うのですが、逆に、こういう危機的なときに10%ぐらい節電できたら、では普段だってその半分ぐらいできるとかと考えられるととても困る。それは、その時間帯に工場とめるけれども、発電所が回復したら動かすということだとすると、その意味では直接的な省エネではないけれども、しかし危機対応としてはとても重要なこと。今後、需給が逼迫する夏だとか冬だとかに、そういうたぐいのことは起こってくると思います。そのときに、DRでこれだけできたから、ほかのところも省エネ余地があるとといった感じで、この種の節電と省エネを結びつけてはいけないと思っている。もちろん節電も省エネもとても重要なこと、そういう危機的な状況下での節電活動を省エネ法が妨げないように評価するのはとても重要なことだし、それを使って省エネに結びつけていくというのはとても重要な発想ですが、2つは基本的に異なるものとして、頭を切りかえる必要があると思ったので、余計なことですが発言しました。

以上です。

○中上委員長

非常に重要なご指摘だと思います。3. 11があった後も、ピークをいかにずらすかということとを省エネ法でどうこれを捉えるかということで、合理化等に関する法律、ピーク対策をした場合に省エネに反する増エネになっても、全体としては省エネに社会的に寄与したんだという形で勘案することにしたんですけれども、確かに非常に危機的な、余り起きないような非常事態のときの省エネと一緒に考えてしまうと混同してしまいますので、非常に重要なご指摘かと思います。今すぐ答えが出るとは思いませんが、その前に実効性についてちょっと最初に。

○吉田省エネルギー課長

前段のベンチマークの指標のつくり方のご質問ですが、上位10～20%の事業者が達成している水準ということにしております。したがって、まず高いところを目指して各社に努力をいただくということでありますので、確かに全社達成してしまうと、この考え方だとさらに目標が上がってくるということで、全社が一気に達成するということは想定はしていませんが、従来の各事業者が必ず毎年「1%」よくしなきゃいけないということがなかなか難しい場合には、まず絶対的な水準としてどういったところが目指すべき水準かということを示して、そこを目指して皆さんに努力をいただくというやり方があるのではないかとということで導入された制度です。

あとは、節電のお話でございますが、おっしゃるとおり、節電と省エネというのは性質が違うところがあると思いますので、そこは同時に捉えないというのは我々としてもそういう認識でございますが、他方で皆さんがどう反応していただけたかといったところは参考になると考えており、そういったところでは活用していきたいと思っております。

○中上委員長

ありがとうございます。

それでは、豊田委員。

○豊田委員

省エネルギーは終わりのない旅みたいなもので、1つの法改正が終わると、次の法改正が来るみたいな状況で、次から次へと大変だと思います。それを認識した上で幾つかテーブルの上に新しい考え方を乗せさせていただきたいんですが、まず3つありまして、1つは今、議論のあったトップランナーですけれども、せっかくグローバルトップとおっしゃったので、トップランナー

制度というのを本当にグローバルに展開してみたらどうかというのが1点です。

これは、トップランナーというのは既に英語になっていますので、堂々とお使いになってIAEか何かを巻き込みながら、国際的な評価指標も明確にして、ぜひこの日本の制度を世界的に広げていったらいかかと思えます。ここで言うておられるようなことをまさに世界展開をするというわけです。それは日本の宣伝にもなりますし、日本の貢献にもなるという意味で、せっかくですからグローバルトップと言われている以上、そのぐらいのことをやってもよろしいんじゃないかというのが1つです。

トップランナーの観点から、恐らく日本はトップランナーと言えないんじゃないかというのがデジタル活用で、ここは恐らくまだ横一線みたいなどころがあると思えます、デジタル技術活用のトップランナーみたいなものをやっぱりそろそろ議論をしていただく。これは評価指標が非常に難しいと思えますので、評価指標のところから始めないといけないと思えますが、日本的な進め方という意味において非常に重要なコンセプトだと思えますので申し上げました。

2つ目は建築物で、ここでZEBやZEHもご説明があるんですけども、何といても省エネで手つかずになっている部分が既存の建物の部分で、既存の建物についてはそろそろしっかりと対応をする必要があるんじゃないかというふうに思えます。

その観点から、1つの問題は、情報が無いということです。産業界の方々は、この既存の建物の省エネを推進する気持ちは非常におありなんですけれども、それこそ省エネ事業者としてもやる気満々なんですけど、何といても情報が無いということが課題です。先ほど中上委員長が言われたラベリングというのをもう少しうまく使って、ラベリングをする以上、情報が無いとラベリングできないので、情報を開示してもらって、そして評価をしていく。このラベリングと情報の収集というのを一緒にやって、そしてまさに省エネ事業者やあるいは産業界の方々、それ自身にご理解いただくみたいな形で、まず情報の収集をしっかりやり、共有できるような仕組みをラベリングという形でつくられたらどうかというふうに思えます。

既存の建物の問題でもう一つは改修です。まさに改修をするときに、ヨーロッパで多くの国で義務化しているんですけども、省エネ基準を義務化しています。日本の場合には余り義務というのはなじまないもので、一種の基準を設けるとともに、そして罰則というよりは助成という形で、改修についての一定のメルクマールを用意するとともに、そしてそれをどうやってインセンティブという形で誘導するのかということは、考えていただく必要があるんじゃないかという気がします。

それから、住宅というのは一番難しくて、既存住宅の省エネ改修というのは、投資回収期間が長いのでなかなか元気が出ないわけなんですけれども、そのときに、既に相当なされているコベネフ

ィットという考え方があって、健康価値を入れると、断熱がしっかりしている家は冬場も暖かくて風邪をひかない空間というものを何らかの形で明確にすることによって医療費が浮くみたいな発想で、コベネフィットを考えると投資回収期間が短くなると思います。そのときに、住宅に住んでいる人の観点から見るとどういうメリットがあるかという、例えば損害保険において地震保険については税額控除があるように、コベネフィット保険みたいな形で保険料が上乗せ税額控除できるとかそういう発想で、やっぱり既存の住宅についても投資回収期間を短くするために新しい発想を考えていただいたらいかかという気がします。

3番目は、最後ですけれども、やはり言葉になりつつあるバーチャルパワープラントというのは、省新部としてはもう取り組んでおられると思うんですけれども、省エネと再エネの融合みたいなコンセプトですが、これをぜひ広義の省エネという形で考えていただいて、DR、EV、FCVの活用、蓄電機能の活用、コジェネ、それから再エネの余剰電源も含めて組み合わせた一つのコミュニティーワイドの省エネ、広義の省エネというのをそろそろ考えていただく必要があるのではないかという気がします。

もちろん再エネグループでやっていただいてもいいんですけれども、恐らくいろんな意味での法律もお持ちでコンセプト的にも理解しやすいのは広義の省エネという形のほうがわかりやすいんじゃないのかなという感じがします。ぜひご検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

#### ○中上委員長

時間があれば私も議論に参加したいところなんです、議長の立場上、もう5時半が来ちゃいましたので、私ちょっと意見は控えます。ぜひそれは改めてどっかそういう場を設けて少し議論させていただければと思いますので、すぐにどれ一つとっても非常に重要なご指摘であったと思います。

先に委員の方から、木場さん、塩路さんの順でお願いします。

#### ○木場委員

ありがとうございます。

お時間がないので、言おうとしていたものを半分ぐらいにさせていただきます。

前段はカットして、私も工場判断基準ワーキンググループにおりまして、本当に7割に向けて今64.5%までできておりまして、さまざまな業界の方のご協力を得まして、あともう少しとい

うところでございます、この目標を確実に達成することは非常に重要だと思います。と同時に、ページ6と同じこと、賛成なので申し上げますが、やっぱりこの制度のあり方というものをしっかり検討していかなきゃいけないと思っております。

10年間やってまいりまして、いろいろと検証も行いながら進めていきたいと。例えばでございますが、先ほど皆さんのお話を伺っていて感じたんですが、このように暑い夏、つまりこの制度が始まったのが2008年ですけども、前の年、2007年に気象庁が猛暑日という言葉を使いました。その際は、ここまでの猛暑は予想していなかったのではないかと思います。この夏、福岡県久留米市は、8月末までで44日間も猛暑日があったと、こういう外的要因、10年間において暑さ等々社会的外的要因が変わってきているので、ベンチマークもこういうときにエアコンを工場で使ったり、この先学校で使ったときに、不利になってしまうということと健康との兼ね合いということも考えながら、こういうことを酌量すべき事情としてどういうふうに織り込んでいくか、こういったことを10年たったところで考えてみる必要があるのかなというふうに感じております。

以上です。

#### ○中上委員長

ありがとうございました。

いろんな考え方があると思うんですけども、日本の暖房水準は欧米先進国と比べたら圧倒的に劣っているわけで非常に貧しい暖房条件ですから、それを快適にしようとするエネルギーふえるわけですから、まさに今の冷房と同じことが言えるわけです。今までは冷房が充足していたかという、これまた不足していたからああいうことが起きているわけです。また違うところでぜひ1回議論させてください。ありがとうございました。

それでは、塩路さん。

#### ○塩路委員

時間がないところで立ててしまって申しわけないです。

このベンチマーク制度について幾つか質問があったのですが、それは少し置いておいて、これを見させていただくと、平均と目標値を達成している割合が表でまとめられています。目標水準をどうして決めるかということの兼ね合いで、分布がありますよね。多分、正規分布か、ポアソン分布に近いでしょうが。トップランナーとして優れているというか、省エネが進んでいるとこ

ろはいいんですが、足を引っ張っているところがこの数字を見ると結構あるんじゃないかなという気がします。そういうようなところへは、罰則はないのでしょうか、指導かな、そういうものをされているのでしょうか。それを事業者にどうアプローチされているのか、意識を自分で高めるようにちゃんと伝えられているのか、その辺をちょっと心配しましたので、少しコメントを申し上げます。

それと、大学に今度、この制度を広げるという話ですけれども、私どものところでも環境・エネルギー専門委員会があり、私、座長をしていましたが、キャンパス省エネに取り組んでいました。他の大学もみんなやっていると認識しています。我々のところは、原単位エネルギー消費量1%削減を毎年の目標に掲げて、ずっとやっていました。同じように取り組んでいるところもたくさんあるので、それらの取り組みをウォッチして欲しいと思います。我々のところでは、環境賦課金という制度を設けて、各部局からエネルギー消費に合わせて集めた費用にほぼ同額の総長裁量経費を上乗せして、省エネが進んでいない設備・機器を、ESCO等も活用して手当てしていくという方法で、目標を達成していました。このような具体的な事例もあわせて集めておいて欲しいなと思います。よろしくお願いします。

#### ○吉田省エネルギー課長

ありがとうございます。

ベンチマーク制度を、今回、大学等でまた検討しますけれども、その際にいろんなデータを集めることになります。そういった中で、全体を比較して、うまくいっていないところにどういう要因があるのかとかいうところも、恐らく検討できるんじゃないかと。何をやればさらに上がるのかを検討するために、このデータをうまく使っていくことを含め、この制度をうまく運用できればと思っております。

#### ○中上委員長

ありがとうございます。

5分ほど過ぎて、せっかくオブザーバーの方もお見えになっていまして、さっき札が上がってましたので、大森さん、吉田さん、それから一番奥、牧野さんの順で手短に。

#### ○大森オブザーバー

すみません、ありがとうございます。電気事業連合会の大森でございます。

先ほど北海道地震の関係のご発言が、宮島委員、松村委員からありましたので、事業者としてのおわびかたがたのお話を一言だけさせていただきます。

9月6日の未明に発生しましたこの地震によりまして、北海道電力の苫東厚真発電所が緊急停止しまして、最終的には全ての発電所が停止したことで、北海道全域の295万戸が停電する事態になってございました。道民の皆様を初め、関係される皆様に多大なご不便、あるいはご迷惑、ご心配をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

また、地震後の供給力が不足するおそれがあったことから、できる限りの節電ということでお願いすることになりまして、重ねてのご不便とご迷惑をおかけしました。

現在、9月19日に苫東厚真の1号機が復旧したことを受けまして、無理のない範囲での節電、これへのご協力をお願いしているところでございます。

また、9月25日には、苫東厚真発電所の4号機と、あと知内の2号機がそれぞれ復旧するなど、引き続き需給の安定に向けた取り組みを進めているところでございます。

これから冬を迎えるに当たりまして、道民の皆様にご迷惑をおかけすることのないよう、さらなる供給力の確保に向けて努めてまいりたいと思っておりますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○中上委員長

ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。

それでは吉田さん。

#### ○吉田オブザーバー

ありがとうございます。住宅生産団体連合会の吉田でございます。手短にお話しします。

一つは、省エネルギーに関しましては、住宅に関しましてはZEHというところで、31年の概算要求にも入れていただいているという中で動いているわけですが、ZEHも今、非常に特に住宅購入者であったりとか、大手メーカーを含めた中では、非常に認識が高まったところですけども、まだまだ一般の方であったりとか、それから中小の工務店を含めた中では、まだまだ設計に着手したことがないという中で、普及の拡大という意味で、もう一つここで後押しが必要かなというところもございますので、引き続きご支援いただきたいということが1点と、それから、HEMSに関して、その省エネ効果というのが、もともと見える化からスタートしたと思うん

ですけれども、いま一つこの段階に来て、そこに対しての期待というか、何か薄れている部分も感じる場合がございます。ZEHにおきましては、今、HEMSに関しては必須要件にもなっていますし、ZEHプラスにおいては高度なエネマネという形で機器連携を目指しているという中で、やはりHEMSという部分に関しても、もう一つある部分期待を高めて、省エネにおいての効果というのも引き続き考えていただきたいというところがございます。

昨今、住宅におけるIoTというのは、特に今、経産省さんにおいてはスマートライフという中で実証実験もされていますけれども、サービスを重視する中で、ちょっとエネルギーとの関係性を含めてが、私はちょっとキウスな部分もあるような気がしておりますので、ぜひやはりエネルギーの話、さらには先ほどおっしゃった安全とか健康であったりとか、そういうエビデンスの話に関しましても、ある発信力を持てるもののような可能性を秘めていますので、ぜひ引き続きそこにも着目していただきたいなということでございます。

すみません、ありがとうございました。

○中上委員長

ありがとうございます。

では、牧野さん。

○牧野オブザーバー

日化協の牧野でございます。

化学産業にとりまして、ベンチマーク制度、あるいは年1%削減の目標設定、これは現場にとりましては非常に大きなモチベーションに繋がっておりますが、一方で取り組みが進んでいきますと、目標の達成ということがだんだん難しくなって来ますので、豊田委員の方からもありましたが、インセンティブにどう繋げていくかということが非常に大きな視点だと思います。

化学産業の場合、設備更新等も期間が長いということで、更新のタイミング等々が限られてくるということから、その様な設備更新を後押しする制度、具体的には補助金のあり方、それからもう一つは、ここにも書いてございますけれども、新たな視点、指標をどう設定していくかということがやはり大きなモチベーションにつながっていくと思いますので、そのあたりの検討をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○中上委員長

どうもありがとうございました。

時間十分あるかと思ったら、10分も超過してしまってまことに申しわけございませんでした。

これで一応ご意見を打ちどめしたいと思いますので、今までのご議論を伺っておりまして、相変わらず省エネルギーというのは全社会活動、それから生活行動に密接にかかわっている。しかも今までは割と縦割りの的にやっていたらよかったものが、横割り展開をしていかないと、水平展開していかないと、それだけでは拾い切れないものがいっぱいあるとわかりました。

それからベンチマークもそうですけれども、非常に大口のところからスタートしましたけれども、今は小口のといえますか、民生の細かい部分に入ってきますので、ますます細かい作業を積み重ねていかないと、これから先の1%、2%、7割に達成するまでが結構楽ではないなという気がいたしました。そういう意味では大変な作業をまだまだこれからやり続けなきゃいけないと思いますし、社会システムが変わってくるものですから、一方でそういうものに対しても対応していかなくちゃいけないということになりますので、委員の皆様方には引き続き、まだまだおつき合いいただいてご議論を頂戴しなきゃいけないと思っています。

AI、IoTにつきましては豊田委員のご指摘のとおりでありまして、私、現状のエネルギーの消費実態が3.11以降、また減少傾向が続いているように見えますけれども、それが何によって減ったかというのはなかなか解析が難しいところがございまして、恐らく相当、法律的にいろんな制度を打ってきたので、その効果は出ていると思いますけれども、それ以上に既にAI、IoTの影響がかなり省エネにも強くかかわってきたんじゃないかと思っています。そういうことも含めて、またこれから先の課題として実態をもう少し精査していかなくちゃいけないんじゃないかと思っております、この辺につきましても、事務局のほうでこれからお考えいただけるんじゃないかと思っております。

いずれにしても、本当に省エネには終わりになしてございまして、ますます広まる一方という気もしなくもないんですけども、ぜひ今後ともまたよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、委員の皆様、オブザーバーの皆様におかれましては、お忙しいところ、しかも時間を超過してしまってまことに申しわけございませんでした。

では、最後に事務局からご連絡事項がありましたらお願いします。

○吉田省エネルギー課長

本日はご多用の中、活発なご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

本日ご議論いただきました省エネ法改正法及びその関係法令の施行に向けまして、本日のご審議を踏まえて整備を進めまして、パブリックコメントに付した上で、公布、施行の手続を進めさせていただきたいと思ます。

なお、次回の小委員会につきましては、議事、日程ともに現時点ではまだ未定でございますが、本委員会でご今後ご審議いただくべき議題について委員長ともよくご相談をいたしまして検討してまいりたいと思ます。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○中上委員長

それでは、長時間ありがとうございました。

それでは、本日の省エネ小委員会をこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

—了—